

第14回講義 参考資料

参考判例

- 1) 大判大 3・12・26 民録 20 輯 1208 頁・P II 238 (請負人が材料を全部提供した場合の所有権帰属)
- 2) 大判大 5・12・13 民録 22 輯 2017 頁・P II 239 (所有権帰属の特約がある場合)
- 3) 大判昭 7・5・9 民集 11 卷 824 頁・P II 240 (注文者の主要材料提供の場合の所有権帰属)
- 4) 大判昭 18・7・20 民集 22 卷 660 頁・P II 241 (請負代金全額先払いの場合の所有権帰属)
- 5) 最判昭 38・6・13 民集 17 卷 5 号 744 頁・P I 62 関連判例② (非弁行為の効力)
- 6) 最判昭 46・3・5 判時 628 号 48 頁・P II 242 (請負契約における所有権帰属の黙示の特約)
- 7) 最判昭 52・8・9 民集 31 卷 4 号 742 頁・P II 252 (定期預金の預金者の認定)
- 8) 最判昭 56・1・19 民集 35 卷 1 号 1 頁・P II 248 (受任者の利益をも目的とする委任契約の解除)
- 9) 最判平 2・12・18 民集 44 卷 9 号 1686 頁 (事前求償権の性質)
- 10) 最判平 4・9・22 金法 1358 号 55 頁 (死後の事務処理の委任)
- 11) 最判平 5・10・19 民集 47 卷 8 号 5061 頁・P II 243 (下請負人の施工した部分の所有権帰属)

共通到達目標モデル案 (修正案)

第 10 章 委任

- ◆委任および準委任とはどのような内容の契約であり、どのような権利義務を生じさせるかについて、雇用、請負、寄託との違いに留意しながら、説明することができる。
- ◆委任と事務管理との違いについて、具体例をあげながら、説明することができる。
- ◆委任の終了原因について説明することができる (委任契約における任意解除権の規律、その制度趣旨および判例の展開を含む)。

第 11 章 寄託

- ◆寄託とはどのような内容の契約であり、どのような権利義務を生じさせるかについて、委任との違いに留意しつつ、説明することができる。
- ◆受寄者が寄託物の保管につき払うべき注意義務の内容について、説明することができる。